

第3次日出町障がい者計画・日出町障がい福祉計画（第8期）・日出町障がい児福祉計画（第4期）策定業務に係る公募型プロポーザル参加事業者を次のとおり公募する。

令和 8年 6月 1日

日出町長 安 部 徹 也

## 1. 主旨

この実施要項は、第3次日出町障がい者計画・日出町障がい福祉計画（第8期）・日出町障がい児福祉計画（第4期）策定業務（以下、「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 委託業務等の概要

### (1) 委託業務の名称

第3次日出町障がい者計画・日出町障がい福祉計画（第8期）・日出町障がい児福祉計画（第4期）策定業務

### (2) 委託業務の内容

第3次日出町障がい者計画・日出町障がい福祉計画（第8期）・日出町障がい児福祉計画（第4期）策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### (4) 予算限度額

5,500,000円（消費税及び地方消費税込み）

### (5) 契約の概要

#### ① 契約の方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

#### ② 契約保証金

免除（日出町契約事務規則第7条第1項第9号）

## 3. プロポーザルの実施スケジュール

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 実施要項の公開   | 令和8年 6月 1日（月）             |
| (2) 質問受付      | 令和8年 6月 1日（月）～6月 8日（月）17時 |
| (3) 質問の回答     | 令和8年 6月10日（水）             |
| (4) 参加表明書等の提出 | 令和8年 6月12日（金）17時          |

- (5) 一次審査（書類審査） 令和8年 6月15日（月）
- (6) 一次審査結果通知 令和8年 6月16日（火）
- (7) 企画提案書等の提出 令和8年 6月30日（火） 17時
- (8) 二次審査（プレゼン） 令和8年 7月 6日（月）
- (9) 二次審査結果通知 令和8年 7月 9日（木）

※(2)、(4)、(7)は、いずれも必着とする。

#### 4. プロポーザルの参加資格

次に掲げる全ての条件を満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない事業者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (4) 町長から指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 日出町暴力団排除条例（平成23年条例第2号）に規定する暴力団でないこと及び暴力団との関係を有しないこと。
- (6) 日出町の競争入札参加資格（コンサルタント業者）を有していること。
- (7) 九州管内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (8) 過去6年間（令和2年度から令和7年度まで）に、地方公共団体において、障がい者基本計画又は障がい福祉計画に関する計画策定支援業務及び計画策定のための調査分析業務を受託した実績があること。
- (9) 事業実施にあたり専任担当者を配置し、日出町との打合せ等に専任担当者を出席させることが可能であること。
- (10) 個人情報保護等に関する公的資格である J I S Q15001（プライバシーマーク取得）に企業としての審査登録されていること。なお、業務着手前にそれを証明する書類（認定証の写し）を発注者に提出するものとする。

#### 5. 質問の受付及び回答

この実施要項及び仕様書等について疑義がある場合は、次のとおり提出すること。

なお、様式が定められているものは当町ホームページからダウンロードすること。

日出町ホームページ <https://www.town.hiji.lg.jp/>

##### (1) 提出方法

質問は必ず質問書（別紙様式1）を用いることとし、電子メールで提出することとする。なお、電話等による質疑は一切受け付けない。

##### (2) 受付期間

令和8年6月1日（月）～6月8日（月） 17時

(3) 提出先

この要項の末尾に記載する提出先

(4) 回答

令和8年6月10日（水）までに、日出町ホームページに回答を掲載して行うこととし、個別の回答は行わない。類似・同様の質問については、まとめて一つの回答とする。事業者選定に不公平が生じる質問については回答しない場合がある。

6. 参加表明

実施要領等の公募に関する資料・及び各種様式類は、本町ホームページからダウンロードすること。【日出町ホームページ】 <https://www.town.hiji.lg.jp/>

(1) 提出書類

① 参加表明書（別紙様式2）・・・1部

② 会社概要書（別紙様式3）・・・1部

※パンフレット等の会社概要を添付することも可とする。

③ 類似業務受託実績及び過去の実績を証する書類（任意様式）・・・1部

※契約先及び策定年度がわかるよう表記し、過去6年間の実績を記載すること。

(2) 提出期限 令和8年6月12日（金）17時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留郵便に限る。）

(4) 提出先 日出町介護福祉課（14. 問い合わせ先参照）

(5) 提出書類に係る留意事項

・1事業者1提案とし、A4版で作成すること。

・参加表明書には、商号又は名称及び代表者氏名を記載し社印、代表社印を押印すること。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書提出届（別紙様式4）・・・1部

② 業務実施体制届（別紙様式5）・・・正本1部 副本7部

※主担当者及び副担当者の経歴等を記載すること。

③ 技術者の経歴等（別紙様式6）・・・正本1部 副本7部

④ 企画提案書（任意様式）・・・正本1部 副本7部

提案内容を簡潔にわかりやすくまとめたもので、下記事項を記載すること。

1) 業務の基本的な考え方

2) 計画策定のポイントと具体的な策定手法

3) 問題点と課題の整理

4) 業務に係るスケジュール

5) その他の提案等

⑤ 見積書（任意様式）・・・正本1部 副本7部

※費用の内訳明細を同時に作成し添付すること

- (2) 提出期限 令和8年6月30日（火）17時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留郵便に限る。）
- (4) 提出先 日出町介護福祉課（14. 問い合わせ先参照）
- (5) 提出書類に係る留意事項
  - ・ 1事業者1提案とし、A4版で作成すること。
  - ・ 各種様式及び見積書の正本1部には、商号又は名称及び代表者氏名を記載し社印、代表社印を押印すること。

## 8. 辞退届の提出

参加表明書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類 辞退届（別紙様式7）
- (2) 提出期限 令和8年6月15日（月）正午まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出先 日出町介護福祉課（14. 問い合わせ先参照）

## 9. 審査

### (1) 予備審査

応募者が4事業者以上となった場合は、提出された書類の業務実績等を基にプロポーザル審査委員会による予備選考（書類審査）を行い、3事業者を選定し本審査を実施するものとする。

予備審査の結果については、全ての提案事業者に対して令和8年6月16日（火）に電子メールにて通知する。

### (2) 本審査（プレゼンテーション）

- ① 実施日時 令和8年7月6日（月） ※開始時間、会場等の詳細は別途連絡する。
  - ② 実施場所 大分県速見郡日出町2974番地1 日出町役場
  - ③ 出席者 1提案事業者3名以内
  - ④ 説明時間 1提案事業者あたり40分（説明30分、質疑応答10分）とする。
- ・ 説明は、本業務を受託した場合の担当予定者が実施するものとする。
  - ・ 利用可能機材は、プロジェクター及びスクリーンとし、日出町において準備する。
  - ・ パソコンは提案者が持参すること。
  - ・ プレゼンテーション等に要した費用は提案事業者負担とする。

## 10. 選定方法

### (1) プロポーザル審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するため、日出町職員で組織する第3次日出町障がい者計画・日出町障がい福祉計画（第8期）・日出町障がい児福祉計画（第4期）策定業務プロポーザル審査委員会（以下、「プロポーザル審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査及び評価

審査は、プロポーザル審査委員会において、下記の評価項目について総合的な評価を行い、得点が最も高い事業者を委託候補者として選定する。ただし、配点合計の6割を最低基準点とする。

第1位の事業者が契約を締結しない場合は、次に得点の高かった事業者を次点の交渉権者とする。

〈審査基準〉

区分	評価項目	評価の視点
提案内容 (50点)	策定方針	・社会情勢、本町の状況や課題、業務目的、内容等を踏まえた提案内容となっているか。
	業務の理解度	・国の制度概要や状況を把握・理解しており、法改正に伴う例規整備情報等本町が必要とする情報を提供可能な体制・能力を有しているか。
	提案の妥当性・有効性	・各種調査の実施方法並びに計画策定に向けた論点・課題の整理及び抽出方法に妥当性があるか。 ・計画の策定にあたって、会社の特徴を活かした独創的、具体的な支援が期待でき、本町にとって有効な提案がなされているか。
業務体制 (35点)	実施体制	業務量に見合った人員が配置され、業務が確実に実施できる体制にあるか。
	企業の業務遂行能力	業務に対応可能な従業員数を有しており、経営状態が良好であるか。
	主担当者の専門性	主担当者の専門性は十分か。
	副担当者の専門性	副担当者及びその他の業務従事者の専門性は十分か。
	スケジュール	効率的に各業務が運営される計画となっているか。
	情報セキュリティー体制	個人情報等に関する取扱いについて評価する。
業務実績 (10点)	業務実績	・過去6年(令和2年度～令和7年度)以内に地方公共団体の障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定を支援した業務実績があるか。
見積書 (5点)	見積価格	委託料上限額以内であり、提案に対して適切な金額か。

(3) 企画提案事業者が1社の場合について

プロポーザル審査委員会において、プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その提案事業者を委託候補者として決定する。

(4) 審査結果

選定結果については、本審査参加事業者全員に対して書面により通知する。

(5) 審査結果の公表

選定結果については、日出町ホームページにて公表する。

最優秀提案者は社名と得点、それ以外の者は社名を匿名化したうえで得点のみを公表する。

(6) その他

プロポーザル審査委員会での選考は、非公開とする。

審査経過及び結果に関する問い合わせには応じない。

提案事業者は、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

1 1. 契約手続き

(1) 契約内容については、提案された内容等を踏まえ、委託候補者と協議し決定する。

(2) 委託候補者が不正な行為を行い、審査結果を自ら優位にしたことが判明したときは契約を締結しない。契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

1 2. 失格

次のいずれかに該当することとなった場合は、失格とする。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積額が委託料上限額を超えている場合

(5) 本審査（プレゼンテーション）に参加しなかった場合

(6) 選考の公平性を害する行為があった場合

(7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会委員長が失格であると認めた場合

1 3. その他

(1) 企画提案書の作成、その他の応募に要した経費は提案者負担とする。

(2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、認めない。ただし、企画提案書については、提出期限までは修正、変更できるものとする。その際は、提出書類一式をすべて持ち帰り、改めて提出すること。

(3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(4) 本プロポーザルの審査等に係る事務処理に必要な範囲で、提出書類の複写保存を行う場合がある。

(5)企画提案書等に含まれる参加者の情報及び個人情報については、適正に管理し、漏洩や不正使用は行わない。

#### 14. 問い合わせ先

〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 日出町役場

日出町介護福祉課（日出町役場1階）

電話 0977-73-3136 メール [shougai@town.hiji.lg.jp](mailto:shougai@town.hiji.lg.jp)